

十お農協発第499号
令和7年2月吉日

ご契約中のご利用者 各位

十和田おいらせ農業協同組合
代表理事組合長 島山 一男
< 公 印 省 略 >

変動金利型住宅ローン商品の金利改定について（お知らせ）

ご利用者各位におかれましては、日頃より当組合信用事業をご利用頂き、厚くお礼申し上げます。

当組合では、令和7年3月1日（土）より、変動金利型住宅ローン商品の基準金利を下記のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 改定内容について：

改定日	令和7年3月1日（土）
農協短期プライムレート	3.125% (旧利率 年2.875% 引上げ幅0.25%)

2. 新利率の適用日について：

新利率は、令和7年6月の約定返済日翌日より適用します。

3. 新返済予定額について：

今般の改定により、お借入利率が変更となりますので、変動金利期間中のお客様につきましては、現在の金利と返済額が変更される1～2ヶ月前に、改定後の借入利率で計算された「返済計画表」を送付いたします。今後の返済額等につきましては、改定後の返済計画表によりご確認ください。

※現在、固定金利選択型期間中のお客さまについては、特約期間満了日までお借入利率、ご返済額の変更はございません。

■利率の見直しルール

●変動金利適用期間中

- ①ご融資後のお借入利率は年2回見直します。
- ②毎年4月1日、10月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月、12月の約定返済日の翌日より適用します。

■ご返済額の見直しルール

●変動金利適用期間中

- ①元利均等返済において、お借入利率に変動があった場合でも、10月1日の基準日を5回経過するまではご返済額に変更はありません。その間は、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整した従来通りのご返済額となります。
- ②5回目の10月1日の基準日には、ご返済額を基準日における利率・残存元金・残存期間等に基づいて計算し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。
尚、金利が大幅に上昇した場合の新返済額は、従前の返済額の125%が上限となります。その場合、最終返済日に元金及び未払利息等がしわ寄せされることがあり、原則として最終期限に一括返済いただくこととなります。

※詳細については、お取引店までお問い合わせください。

以上